

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

～協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ～
令和6年12月2日以降の資格確認書の発行

令和6年12月1日をもって健康保険証は新規発行されなくなり、マイナ保険証へ移行しますが、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方は、協会けんぽが発行する「**資格確認書**」で医療機関等を受診することができます。

また、令和6年12月2日以降、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に「資格確認書発行要否」欄を新たに設けますので、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書が必要な場合は届書の「発行が必要」にチェックを入れてください。届出内容に基づき、協会けんぽから資格確認書が発行されます。

資格確認書が必要な場合は12月2日以降に新様式で届書を提出してください。

なお、すでに被保険者、被扶養者である方が資格確認書が必要な場合は協会けんぽに直接申請してください。

≪被保険者資格取得届≫

≪被扶養者（異動）届≫

※イメージ

ご案内

賞与支払届の手続きには、「**電子申請**」をご利用ください

メリットがたくさんあります

紙の届出と比べ、処理が速く、
通知がすぐに届きました

届書を印刷する手間がなくなりました



届出のための移動時間や交通費、
郵送費を削減できました

操作が難しいイメージがありましたが、
実際使ってみると簡単でした

電子申請の詳細はホームページからご覧ください。

日本年金機構 電子申請

検索



電子申請の利用に関するお問い合わせはこちらです。

ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口)
0570-007-123 (ナビダイヤル) → 「2番」

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」
(受付日時等はHPをご覧ください)

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ご案内

CDによる被保険者データの提供が令和7年3月末で終了します

被保険者データを収録したCDの提供は、郵便事故による個人情報の漏えい防止や環境負荷の軽減を図る観点から、令和7年3月末をもって終了します。

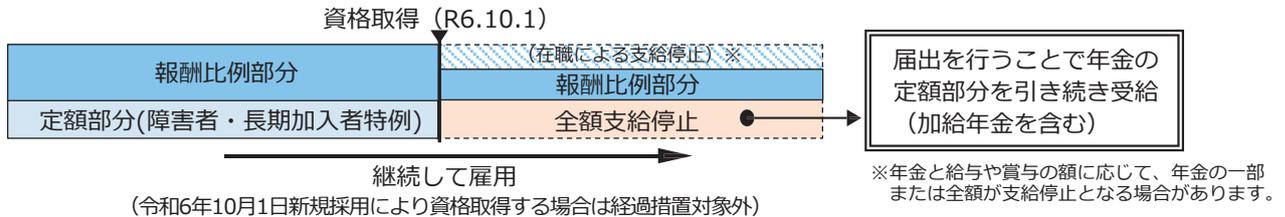
日本年金機構では、被保険者データや毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取る「**オンライン事業所年金情報サービス**」を提供しています。被保険者データの受け取りは、本サービスをご利用いただきますよう、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

お願い

令和6年10月の短時間労働者への適用拡大にともなう老齢厚生年金の経過措置

老齢厚生年金を受け取っている65歳未満の方のうち、障害者または長期加入者の特例対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得すると年金の定額部分が全額支給停止となりますが、今回の適用拡大によって令和6年10月1日に被保険者資格を取得した場合は、届出※により年金の定額部分を引き続き受け取ることができる経過措置が設けられています。(※)障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届

令和6年11月下旬から、経過措置の対象となる可能性がある方へ、個別に手続きのご案内をお送りします。手続きに当たっては、事業主の証明（令和6年9月30日以前から引き続き勤務していることの証明）が必要となりますので、従業員の方から申し出があった際は、対応をお願いします。



お願い

外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

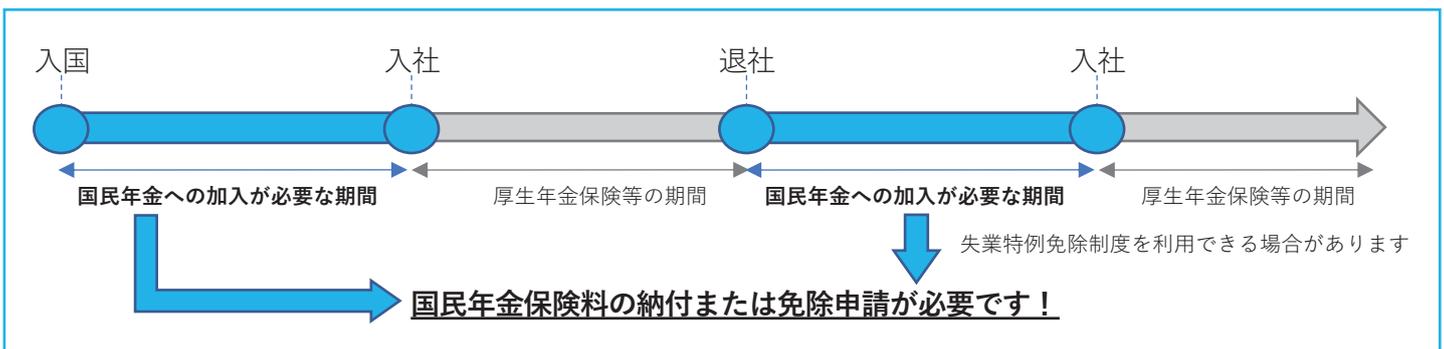
外国籍の方が日本にきて社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、国民年金の加入者となり、保険料を納付する必要があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度の被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格に影響が出ることがありますので、速やかに保険料納付や免除の申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。

なお、初回入国時などで前年に日本国内で所得がない場合は、通常、初年度については申請を行えば全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。



国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

国民年金保険料の納付や免除制度についての詳細は、下記に記載の「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

本件についてご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所(国民年金担当課)へお問い合わせください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご利用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>